

令和5年9月4日

部・課長 各位

羽村市長 橋本 弘山

令和6年度 行財政運営の基本方針及び予算編成方針について

3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症との闘いは、感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことにより、一つの区切りを迎えた。

ポストコロナの新たな社会を進むに当たっては、単にコロナ禍以前の日常に戻るのではなく、コロナ禍での学びや経験を生かし、改めて事務事業の妥当性や有効性を根本に立ち返って検証し、必要な見直し・再構築を行うことが求められる。

その上で、限られた財源の中でも、職員一人一人の創意工夫の下、市民が市の将来に希望を抱ける取組を進めていくことが重要である。

街に賑わいと活気が戻りつつある一方で、昨年来から続く、原油・原材料価格の高騰や物資の供給制約、円安の影響により、我が国の社会経済情勢の動向は、依然として、極めて不透明な状況にある。

今年度の市の行財政運営については、ワクチン接種などの感染症対策に着実に取り組むとともに、「子供たちへの投資」、「市民の安全・安心対策への投資」、「行政のデジタル化への投資」という「三つの投資」に重点を置き、第六次長期総合計画・令和5年度実施計画に掲げる事務事業の着実な推進を図っているところである。

一方、財政面では、令和4年度決算において、基金残高は増加したものの、経常収支比率は4.2ポイント悪化した。経常収支比率の悪化の主な理由は、歳入については、市税収入が増加したものの、地方交付税や臨時財政対策債等が減少したこと、歳出については、光熱費等の物件費や障害福祉サービス費等の扶助費などの経常経費の増加によるものであり、依然として財政の硬直化が進んだ状態にある。

コロナ禍前の事務事業の規模を想定すると、経常収支比率は、100%を超えることも想定されることに加え、現下の物価高騰・円安の影響を受け、不透明な社会経済活動が続く中、依然として厳しい財政状況が続くものと想定され、引き続き、全庁を挙げた行財政改革の取組を強力に進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、令和6年度は、基本構想に掲げた市の将来像「まちに広がる笑顔と活気もっど！くらしやすいまちはむら」の実現に向けた取組を着実に推進するとともに、財政の健全化はもとより、行政のデジタル化、子育て、脱炭素、市民の安全・安心、老朽化が進む公共施設への対策、都市基盤整備、賑わいの創出など、多様な行政課題に対し、前例にとらわれることなく、積極果敢にチャレンジしていくことが必要である。

これらの課題に的確に対応し、第六次長期総合計画を着実に推進していくため、令和6年度の行財政運営の基本方針及び予算編成方針を次のとおり示す。

各所管部署においては、この基本方針等を踏まえ、社会経済情勢や市民ニーズに則した施策を展開し、実行すること。

1 行財政運営の基本方針

(1) 第六次長期総合計画に基づく事業の展開

基本構想に掲げる「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向け、五つのコンセプトと自治体運営の方針に基づく取組の方向性に沿い、事務事業を着実に推進していく。

事務事業の推進に当たっては、各部署が組織横断的な視点を持つとともに、前例にとられない柔軟な発想により、実効性の高い事業展開を図る。

(2) 行政のデジタル化の推進

「DX推進基本方針」に掲げた三つの柱（市民サービスの向上、行政の業務効率化、地域DXの推進）に基づき、羽村市にとって最適なデジタル化が図られるよう、具体的な取組を積極的に進める。

また、本年8月に策定した「生成AI利用方針」を踏まえ、生成AIを適切に利用し、市民サービスの向上並びに事務の効率化を図る。

(3) 公共施設マネジメントの推進

今年度中に改定予定である「公共施設等総合管理計画」について、全庁的に共通認識を図るとともに、市民に対し丁寧に周知し、その推進を図る。

その上で、公共施設等の総量抑制を早期に実現していくため、関係各部署が連携し、整理統合・集約化・複合化を含めた具体的な公共施設等の再配置について検討を進め、計画化を図り実行に移していく。

また、民有地借地の返還や市有地の有効活用については、土地所管部署が主体となり着実に取り組んでいく。

(4) 組織力の強化

市を取り巻く社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応し、限られた人員で質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、組織力の強化が欠かせない。

そのため、人材育成に不断に取り組むとともに、人事異動や昇任・昇格、組織改正等を効果的に機能させることで、職員の能力や意欲の向上を図っていく。

併せて、職員が前向きに仕事に取り組み、個々の能力を十分に発揮することができるよう、職員に対する組織としての支援体制を構築していく。

(5) 健全な財政運営に向けて

令和4年度決算における市の経常収支比率は95.6%で、多摩26市の平均レベルである約90%より5ポイント以上上回っている状況であり、昨年度より乖離幅が広がっている。今後コロナ禍から市民生活・経済活動が正常化した状況下の事務事業の執行規模を想定すると、新たな行政需要に対応していくことは困難な状態にあり、歳入の状況如何では、経常収支比率が100%を超えることも想定される。また、基金残高についても、改善はしたものの、行政のデジタル化や公共施設の整理統合など、様々な行政課題に取り組むためには十分な状況にあるとは言えない。

このため、令和5年度に引き続き、市単独事業を中心に事務事業の見直しを行い、経常経費の削減を図ることで経常収支比率の改善等につなげ、健全な財政運営を目指していくこととする。

については、第六次長期総合計画前期基本計画の期間終了時において95.0%程度に比率を維持していくことを目標として、引き続き行財政改革を強力に推進していくこととする。

特に以下に示す「見直し検討事案」については、積極的に見直しを検討し予算に反映すること。

また、今年度開催された使用料等審議会の答申内容を踏まえた見直しを検討し、着実に予算に反映すること。

【見直し検討事案】

○令和5年度の基本方針に指定された事業のうち結論を得ていないもの

- ・行政のスリム化で継続審議となっている事業
- ・社会福祉協議会の運営支援（社会福祉協議会助成金）【社会福祉課】
- ・福祉センターの管理運営【社会福祉課】
- ・夜間急患センター事業【健康課】
- ・私立保育園運営費助成金【子育て支援課】
- ・スポーツセンターの運営（指定管理者制度の導入）【スポーツ推進課】
- ・各種イベント、各種補助・助成金全般、扶助費（市単独事業）【所管課】

2 予算編成方針

令和6年度の予算については、「行財政運営の基本方針」に基づき編成する。

予算の編成に当たっては、将来にわたって健全で安定的な財政運営を行っていきけるよう、財政の健全化により財政基盤の強化を図るため、徹底的に事務事業の見直しを行い、市税収入を始めとする経常一般財源をベースとした歳入規模に見合う歳出となるよう編成することが重要となる。

このため、各部・各課においては、次の視点により積極的に財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直し・再構築により経費の抑制を図ること。

(1) 歳入について

歳入については、ウクライナ危機を発端とする物価高騰や世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、不透明な社会経済情勢が続くものと推測されることから、市民税個人分・法人分をはじめとする市税収入は、大幅な増収を見込めない状況にある。

また、令和5年度当初予算における市税は102億2,094万円で、3年ぶりに100億円を超える予算となったものの、今後の財政需要を想定すると財政状況の厳しさに変わりはなく、令和6年度においても昨今の社会経済情勢から、この状況は続くものと捉えている。

こうしたことを踏まえ、次の点に留意し歳入を見積もること。

- ① 市税については、物価高騰・円安の影響等による市内企業の業績、個人の所得状況、所得控除や納税猶予などの動向について、市民部と産業環境部が連携して情報収集に努め、的確に把握し、精緻に見積もること。
- ② 国・都支出金については、国や都の予算編成の動向を注視し、補助対象となるものは漏れなく確実に補助要望を行うことはもちろん、新規・レベルアップ事業やこれまで補助対象外であった事業についても所管部課が積極的に国や都の担当部局と協議を重ね、獲得に向けて取り組むこと。
特に、物価高騰・円安などへの対策に係るものについては、常に動向を注視し、迅速に対応すること。
- ③ 使用料及び手数料、国民健康保険税、水道料金や下水道使用料などについては、受益者負担の適正化を図る観点から原価計算等に基づき見直しを進めること。
また、今年度開催した使用料等審議会の答申内容を踏まえ、各部課において見直した内容を予算に反映させること。
また、これまで無料で実施しているイベント、講座、検診などの事業や、無料で利

用に供している施設については、ウィズコロナ・アフターコロナの状況を見据えたいう
えで、すべてを税負担で実施すべき性格のものかを十分に検討し、受益者負担を導入
するとともに、結果を予算に反映させること。

- ④ 新たな財源確保策の検討として、令和 5 年度は企業版ふるさと納税やネーミング
ライツの活用などによる財源の確保を行っているが、このほか有料広告の導入、広告
掲載による現物給付などの活用等を含め、引き続き新たな歳入、財源を検討し、予算
に反映させること。

(2) 歳出について

経常経費については、厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な財源配分を行う
ため導入した枠配分方式による予算編成を引き続き実施するとともに、「行財政運営の
基本方針」にある「見直し検討事案」について、各部による主体的な取組により、経常
経費の削減を実施する。

枠配分の対象とする経費は、経常経費の一部とし、令和 5 年度予算を参考にシーリン
グを実施した上で各部に配当するので、各部においては自主的・自律的な事業の見直し
や再構築を行い、次の視点や手法により、各部に配分する枠の範囲内で予算を見積もる
こと。枠配分の詳細については別途指示する。

また、行財政改革の視点から主体的な見直しを行い、予算に反映させること。

- ① 過去の決算等の分析・検証を踏まえ、規模・単価等の積算根拠を十分に精査した上、
必要な所要額を算出すること。
- ② これまでの前例踏襲や他市の状況にとらわれず、積極的かつ大胆に事業の見直しに
取り組み、各部に配分された枠の範囲内で予算を見積もること。
- ③ コロナ禍で縮小・休止した事業については、今後の事業の在り方や事業の効果を検
証し、見直しを図ること。
- ④ 事業の見直しに当たっては、市民生活への影響を十分考慮するとともに、関係者と
調整を図ること。
- ⑤ 枠配分予算の要求方法等の事務手続きについては、別途指示する。

(3) 特記事項

- ① 第六次長期総合計画の実施計画事業として新規に実施する事業については、事業効果を裏付けるエビデンス（証拠・根拠など）に基づき企画立案することとし、行政評価（新規事務事業評価）の手続きを経て予算化するものとする。
普通建設事業などのハード事業については、必要性、緊急性などの観点から優先順位を見極めたうえで実施すること。
- ② 職員の定数については、事務事業の見直しと併せて組織の効率化、合理化を図りながら、会計年度任用職員も含めた全体の人数を精査し、適正化を図ること。
- ③ これまでの行財政改革の取組において方向性が示されているものは、必ず予算に反映させること。
- ④ 一部事務組合負担金、外郭団体等に対する補助金・助成金等については、組合・団体等からの提示額をそのまま要求するのではなく、内容を十分精査するとともに、市の置かれた状況について説明し、折衝を行った上で要求すること。

(4) 特別会計等

特別会計、公営企業会計にあつては、所管事業の分析・検証を行い、経営状況を的確に把握した上で、一般会計と同一の基調に立って予算の見積りを行うこと。

なお、一般会計からの繰出金や負担金については、基準内・基準外の負担を明確にするとともに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にあつては、市税と同様に収納率の向上に努め、納税課と連携して歳入の増収を図ること。

公営企業会計については、独立採算により運営を行うことを前提としており、純損失を計上している下水道事業会計は早急に赤字解消に取り組むこと。

(5) その他

見積書の調整等に当たっては、別途指示事項によること。